

環境基本法

環境基本計画

循環
└─ 自然循環
└─ 社会の物質循環

H13.1 施行

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

○基本原則，○国，地方公共団体，事業者，国民の責務，○国の施策

循環型社会形成推進基本計画：国の他の計画の基本

<廃棄物の適正処理>

<リサイクルの推進>

〔一般的な仕組みの確立〕

H18.6 改正

廃棄物処理法

- ①廃棄物の適正処理
- ②廃棄物処理施設の設置規制
- ③廃棄物処理業者に対する規制
- ④廃棄物処理基準の設定
- ⑤不適正処理対策
- ⑥公共関与による施設整備等

H13.4 施行

資源有効利用促進法

- ①副産物の発生抑制・リサイクル
- ②再生資源・再生部品の利用
- ③リデュース，リユース，リサイクルに配慮した設計・製造
- ④分別回収のための表示
- ⑤使用済製品の自主回収・再資源化
- ⑥副産物の有効利用の促進

〔個別物品の特性に応じた規制〕

容器包装リサイクル法

施行 H12.4
改正 H18.6

- ・消費者による分別排出
- ・容器包装の市町村による分別収集
- ・容器包装の製造・利用者による再商品化

家電リサイクル法

施行 H13.4

- ・消費者による回収・リサイクル費用の負担
- ・廃家電を小売店が消費者より引取り
- ・製造業者等による再商品化

食品リサイクル法

施行 H13.5
改正 H19.6

食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

建設リサイクル法

施行 H14.5

工事の受注者が
・建築物の分別解体
・建設廃材等の再資源化

自動車リサイクル法

施行 H17.1

- ・自動車所有者によるリサイクル料金の負担
- ・自動車製造業者等によるフロン類，エアバック類，シュレッダーダストの引取り・再資源化等
- ・関連事業者による使用済自動車等の引取り・引渡し

グリーン購入法（国等が率先して再商品などの調達を推進）

施行 H13.4